

北海道旅客鉄道株式会社 公告第2号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和4年9月23日及び令和4年10月1日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第1号）の一部を次のように改正し、令和4年9月23日乗車となるものから施行する。ただし、別表第1号の3にかかる改正は令和4年10月1日乗車となるものから施行する。

令和4年8月15日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第3条第1号の6中、「九州新幹線及び北海道新幹線」を「九州新幹線、北海道新幹線、長崎本線（新幹線）及び西九州新幹線」に改める。

第16条の2第1項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 長崎本線中諫早・長崎間（現 長崎本線（新幹線）
川経由）

第16条の4中、「九州新幹線新八代・川内間及び北海道新幹線新青森・新函館北斗間」を「九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間」に改める。

第57条第1項第1号ニ(イ) a 中、「博多・久留米間」の次に「新大村・長崎間」を加える。

同条第2項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。

同条第9項第3号中、「かもめ号」を「かささぎ号」に改める。

第57条の3第1項第1号中、「九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間」を「九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間」に改める。

同条第6項の次に次の1項を加える。

- 7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36 ぷらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合

(接続のために一時出場する場合を含む。)は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

第125条第1項第1号イ(イ) a 中、「別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金」を「別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金」に改める。

同条同項同号イ(ロ)中、「別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ及びノに定める料金」を「別表第2号ツ、ネ、ナ、ナの2、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金」に改める。

同条同項同号イ(ハ)中、「別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金」を「別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金」に改める。

同条同項同号ロの次に次を加える。

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）					
	25キロ メートル まで	50キロ メートル まで	75キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。

第 130 条第 1 項第 1 号イ(ニ) a 中、「長崎本線中佐賀・長崎間は 1,050 円、」を削る。

同条同項同号イ(ニ) c 中、「長崎本線中佐賀・長崎間は 1,680 円、」を削る。

同条同項同号ロ(ニ) a 中、「長崎本線中佐賀・長崎間は 2,100 円、」を削る。

第 188 条第 1 項第 10 号の次に次の 1 号を加え、第 11 号を第 12 号に繰り下げる。

(11) 第 57 条の 3 第 7 項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

同条第 2 項中、「前項第 1 号、第 4 号及び第 11 号ロ」を「前項第 1 号、第 4 号及び第 12 号ロ」に改める。

第 211 条第 3 号ハ(ハ) a 備考中、「第 188 条第 1 項第 11 号」を「第 188 条第 1 項第 12 号」に改める。

第 289 条第 1 項中、「東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間」を「東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線（現川経由）、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間」に改める。

第 308 条の 2 第 1 項中、「東京・博多間又は博多・鹿児島中央間」を「東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間」に改める。

同条第 3 項第 2 号中、「東京・博多間又は博多・鹿児島中央間」を「東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間」に改める。

第 308 条の 3 第 1 項中、「東京・博多間又は博多・鹿児島中央間」を「東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間」に改める。

第 312 条第 1 項第 2 号中、「東京・博多間又は博多・鹿児島中央間」を「東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間」に改める。

別表第 1 号の 3 中、「はくたか号」を削る。

別表第 2 号ノの次に次を加える。

別表第 2 号 オ

【第 125 条（西九州）】

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	1,790			

新大村	1, 790	1, 790		
諫早	1, 790	1, 790	1, 790	
長崎	2, 290	2, 290	1, 790	1, 790